

岐阜市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成31年 3月27日決裁

改正 令和元年 7月30日決裁

改正 令和 2年 2月19日決裁

改正 令和 3年 3月 3日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における住民の安全を確保するため、予算の範囲内で、危険住宅の移転に要する費用の一部を補助することを目的とした岐阜市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「危険住宅」とは、市内の第1号から第3号までのいずれかに該当する区域に存する現に人が居住する既存不適格住宅、又は第1号から第5号までのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、市長が法律等に基づく移転勧告、是正勧告、避難勧告及び避難指示等（避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している場合に限る。以下「移転勧告等」という。）を行ったものをいう。

- (1) 災害危険区域（岐阜県建築基準条例（平成8年岐阜県条例第10号。以下「県条例」という。）第4条第1項の規定により知事が指定した区域をいう。）
- (2) 県条例第6条適用区域（県条例第6条第1項の規定により知事が建築を制限する区域をいう。）
- (3) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂法」という。）第9条第1項の規定により知事が指定した区域をいう。）
- (4) 土砂災害特別警戒指定見込み区域（土砂法第4条第1項の規定による基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域をいう。）
- (5) 災害救助法適用区域（事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域をいう。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 危険住宅の所有者又はこれに準ずる者として市長が認める者であること。
- (2) 危険住宅から移転する先の住宅（以下「代替住宅」という。）が前条各号に掲げる区域以外の市内に存すること。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の事業とする。

- (1) 危険住宅の除却、これに伴う附属する動産の移転等（以下「除却等」という。）を行う事業

- (2) 代替住宅の建設、購入（これらに伴う土地の取得を含む。）及び改修（以下「建設等」という。）を行う事業（危険住宅の除却を伴う場合に限る。）

（事前相談）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業を実施しようとする日の属する年度の前年度の市長が指定する日までに、市長に当該申請に係る事前の相談をしなければならない。

2 前項の事前の相談は、移転補助金事前相談書（様式第1号）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業予定書（様式第2号）
- (2) 危険住宅に係る固定資産税の課税明細書又は登記事項証明書等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額等）

第6条 補助金は、次の表の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる補助の対象となる経費に相当する額について、同表の右欄に掲げる額を限度として交付する。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

補助事業の区分	補助対象経費	補助限度額
危険住宅の除却等を行う事業	危険住宅の除却等に要する費用	1戸当たり975,000円
代替住宅の建設等を行う事業	代替住宅の建設等に要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金の利子（年利率8.5％を限度とする。）に相当する額（以下「利子相当額」という。）	(1) 保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された区域をいう。以下同じ。）以外の区域 1戸当たり4,210,000円（建物にあっては3,250,000円、土地にあっては960,000円） (2) 保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域 1戸当たり7,318,000円（建物にあっては4,650,000円、土地にあっては2,060,000円、敷地の造成にあっては608,000円）

（申請）

第7条 申請者は、補助事業を実施しようとする日の属する年度の市長が指定する日までに、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次の書類を添えて、市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 危険住宅の位置図及び配置図並びにがけの断面図
- (3) 代替住宅の位置図
- (4) 代替住宅（建設及び改修の場合に限る。）の配置図、平面図及び立面図（改修を伴う

場合にあつては、改修前の平面図及び立面図を含み、敷地の造成を伴う場合にあつては、敷地の平面図及び断面図を含む。)

- (5) 危険住宅の状況を示す写真(2方向から撮影したもの各1枚)
- (6) 危険住宅に係る固定資産税の課税明細書又は登記事項証明書等の写し
- (7) 危険住宅に現に居住していることを確認することができる書類
- (8) 危険住宅に現に居住している借家人の同意書
- (9) 危険住宅の除却等に係る見積書の写し
- (10) 代替住宅の建設等に係る見積書の写し
- (11) 資金を借り入れる予定の金融機関等により建物及び土地の費目ごとに作成された利息計算書等(借入額、返済年数、利率、支払総額、利子相当額等が確認できるもの)
- (12) 相手方登録申請書(未登録又は登録事項に変更のある場合に限る。)
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(計画の変更)

第8条 規則第11条に規定する補助事業等計画変更・中止(廃止)申請書には、計画を変更する場合に限り変更事業計画書(様式第3号)を添えなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第15条に規定する補助事業等実績報告書(以下「実績報告書」という。)は、補助事業が完了した日(以下「完了日」という。)から30日を経過した日又は完了日の属する年度の3月31日のうちいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 実績報告書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第4号)
- (2) 代替住宅(建設の場合に限る。)の検査済証の写し
- (3) 危険住宅の跡地及び代替住宅の写真(それぞれ2方向から撮影したもの各1枚)
- (4) 危険住宅の除却等に要した費用の領収書又はこれに代わる書類
- (5) 代替住宅の建設等に要した費用の領収書又はこれに代わる書類
- (6) 金融機関等との融資に係る契約書等の写し(借入額、返済年数、利率、支払総額、利子相当額等が建物及び土地の費目ごとに確認できるもの)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。